

第 21 回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 27 年 12 月 18 日（金）
10 時 00 分～12 時 00 分
文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，笹原副主査，入部，岩澤，押木，川瀬，佐藤，鈴木（一）
鈴木（泰），関根，棚橋，納屋，やすみ，山田各委員（計 14 名）
（文部科学省・文化庁）岸本国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 20 回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 指針タイトル案について
- 3 「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針（仮称）（案）
目次～第 3 章
- 4 「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針（仮称）
字形比較表（案）
- 5 「同音の漢字による書きかえ」において表内字で構成される漢語となったもの
の扱いについて

〔参考資料〕

- 1 中間報告に対して寄せられた意見の概要
- 2 「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」（平成 25 年 2 月）に
おいて未検討の課題の協議において出された意見の整理
- 3 漢字小委員会における審議スケジュール（案）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 改定常用漢字表
- 漢字字体資料集（諸案集成 2・研究資料）
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 学年別漢字配当表
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校，中学校，
高等学校等における漢字の指導について（通知）
- 教科書体 字体・字形比較資料

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料 2 について説明があり，意見交換が行われ，報告のタイト
ルを「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」とすることが了承された。
- 4 事務局から参考資料 1 について説明があり，意見交換では意見は出ず，主査打
合せ会においていかに意見を反映していくか検討することが了承された。
- 5 事務局から配布資料 3 について修正点を中心に説明があり，意見交換が行われ

た。

- 6 事務局から配布資料4について説明があり、意見交換が行われた。
- 7 事務局から配布資料5について説明があり、意見交換が行われた。
- 8 事務局から参考資料2について説明が行われた。
- 9 次回の漢字小委員会について、平成28年2月9日(火)の午前10時から12時まで開催されること、会場は決まり次第連絡すること、さらに、次回の国語分科会について、平成28年2月29日(月)の午前10時から11時半まで、文部科学省15階15F特別会議室で開催されることが確認された。
- 10 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

それでは協議に入ります。まず、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成についての協議に移りたいと思います。本日は、10月30日に国語分科会に示しました中間報告の後、初めての漢字小委員会となります。中間報告の内容を土台として、打合せ会で更に検討してきた内容などを反映したものを、配布資料3・4として改めてお配りしてあります。その本体に関する協議に入る前に、この指針のタイトルを決定する必要があると思います。

そこで、配布資料2を御覧いただきたいと思います。これは前々回の漢字小委員会で頂いた御意見について、主査打合せ会で更に検討した結果としてお諮りするものです。本日は是非とも決定したいと考えております。まず、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

前々回の漢字小委員会で、指針のタイトルについて、打合せ会の案を二つほどお諮りしました。その際に、「常用漢字表」という言葉が前にあった方がより分かりやすいのではないかといった御意見を頂きました。

そこで、主査打合せ会でもう一度検討しまして、やはり「常用漢字表」を前にしようということになりました。例えば、「常用漢字表」の後にスペースを入れて、「常用漢字表 字体・字形に関する指針」というようなものも検討したのですが、スペースが空くと、例えばインターネットなどで検索をするときに、「常用漢字表」と入れて検索をすると、この指針が出てきてしまうおそれがあるのではないかと。これは、字体・字形に関しての指針ですので、「常用漢字表」本体と間違えられないようにという趣旨で、やはり一文で「字体・字形の指針」とつなげようということで、ここにお示ししてある「常用漢字表の字体・字形に関する指針」を御提案させていただきたいと思います。

○沖森主査

まず、ただ今の御説明に関しての御質問があればお伺いしたいと思います。

(→ 挙手なし。)

では、質問が特になければ、このタイトル案について御意見を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。御意見、御感想、何でも結構ですので、よろしく願いいたします。

○岩澤委員

私は前回欠席して、その前のこの議論のときに意見を言っております。提案されたものでは、私が発言した趣旨が反映されていると思います。非常にすっきりした分かりやすいタイトルになっていると思いますので、これでいいのではないかと思います。

○沖森主査

どうもありがとうございます。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。「常用漢字表」を以前は副題の中に入れてあったのを、最初に示したのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

○川瀬委員

この「（報告）」というのには必要でしょうか。

○武田国語調査官

これはどうしても入れておきたいと思います。この指針を出したときに、これがどういう性質のものであるかということを示す必要があるからです。例えば、文部科学大臣から諮問があって、それに対して返すものは「答申」と言っています。

それから、国語審議会の昔からの資料を見てみますと、「参考資料」という程度で終わっているものもあるんですが、これは「参考資料」よりももう少し格が上で、でも「答申」というものではないということで、「報告」であることを明示するために「（報告）」と入れております。

○沖森主査

ほかにいかがでしょうか。

では、特に御異論がなければ、このタイトルについては、ここにありますように、「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」という形にさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。（→ 漢字小委員会了承。）

ありがとうございました。今後はこれで統一することにいたします。

では続きまして、今度は指針の中身、本体についての協議に移りたいと思います。本日の配布資料3と4は、前回までに頂いた御意見や中間報告書に対して事務局に寄せられた各方面からの御意見などを受けて、主査打合せ会で検討した内容を反映したものです。

その本体の検討に入る前に、まず参考資料1「中間報告に対して寄せられた意見」を御覧いただきたいと思っております。これは国語課から関係機関等に意見照会を行った結果、寄せられたものです。事務局から説明をしていただいた後、御質問いただき、その後、御感想などをお伺いしたいと思っております。説明をお願いします。

○武田国語調査官

参考資料1を御覧ください。10月の終わりに中間報告を頂きまして、それを各方面に国語課から事務的に送りして、それに対して頂いた意見をここにまとめたものです。意見を送りした先というのは、例えば教科書関係、あるいは漢字に関する団体、それから教育関係、書写・書道の関係、そして今回、指針の一つの対象となっている窓口業務に関するところ、そういったところに送っております。これは内容的に非常に専門的ですので、広く国民の皆さんから御意見をというふうなものではないであろうと考えました。それから、これは国語分科会の報告です。答申などになると、広く意見募集を掛けることがあります。これに関しては、特にそういった意見を頂く必要も本来はありません。ただ、関係するところには是非あらかじめ見ていただいて、御意見を頂こうという趣旨で事務的に行ったものです。

簡単にまとめてありますので、主なものを御紹介したいと思います。まず、指針の基本的な考え方に関することについての意見ということでは、手書きされた漢字の字形に関する評価の考え方をもっと強調し、評価に当たっては、点画の細部にこだわる

べきでないことを徹底すべきであるというような御意見があります。

少し下の方に、平仮名の字体ですとか、それから筆順であるとか、そういったことにも是非触れてほしいというような御意見もありました。

それから、手書きの楷書の基準を示すべきだというもの。先ほどの点画の細部にこだわるべきではないという一方で、やはり基準が欲しいという御意見もありました。

あとは少し専門的な話になっていきますが、例えば下から三つ目の「・」ですが、「雨」の点の方向について「水」のような形を示しているけれども、それについては俗字とみなす辞書もあるというもの。こういったものについて、字体ではなくて字形の違いだと今言っていますけれども、それでよいのかというような御意見もあります。

次に、指針の示し方ですとか表現ですとか、そういったことに関するものです。これを今後どのように普及していくかが大事だという、そういった観点の御意見が幾つかありました。例えば、教員養成の場や教育関係者にちゃんと普及してほしい。特に教師用の普及版のようなものを作って配布したらどうか。デザイン性に富むパンフレットが必要ではないか。このままを渡されても、読む人はなかなか困るのではないかという御意見です。レイアウトなどがもっと工夫されるべきであるという御意見もありました。

2ページに移ります。表現として、例えば字の形が極端にどこかが離れていたり、あるいは極端な場所に点画があったりとかいうような場合を想定して、極端な場合を除いては字体の違いにはならないという表現をしてきましたが、そういう極端ということを使うと、範囲を求められることになるのではないかとといった御意見もありました。

それから、本日の段階ではきちんと対応できていないのですが、「点画」、「線」、「棒」といった用語を使っているけれども、用語をもう一度整理し直してはどうかという非常に有り難い意見もございました。

次ですが、「常用漢字表」本体の方にまで遡ってしまうような、そういった御意見もありました。平成22年の「常用漢字表」に追加された字種のうち、いわゆる康熙^き字典体のような形で字体が選択されているものがあります。そういったものを見直せないかといった御意見です。

その次が学校教育との関係に関することです。学習指導要領にもっと明確にこのことを書いてもらうように働き掛けてはどうか。あるいは、「字体についての解説」の取扱いについては、「常用漢字表」は目安ですが、これを基準として使うべきだという御意見もありました。

それから、小学校の方では学習指導要領に標準の字形というものが出ているわけですが、ここで作ったものを中学校・高校での標準のようなものにするという考えもあるのではないかと、そういう御意見もありました。

それから2ページ一番下、許容の書き方という考え方があるというもの。これはよく教育の場では使われますが、「常用漢字表」には許容という考え方はありません。その辺について今後どうなるのかという御意見もありました。これはもう既に送りしてありますが、Q&Aの問いを作り、説明をしております。

3ページ目の三つ目の「・」ですが、「糸」の明朝体型の書き方について手厚いというもの。Q&Aで扱っていますが、どうも過去に学んだ大人に対する配慮が強くて、これから教育を受ける子供たちへの配慮が足りないのではないかとといった御意見もありました。この辺も少し対応して直してあります。

それから、窓口業務との関係に関しては、全国の窓口関係の事務をしている方たちの全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会という会がございました。その事務局にお送りし、その後連絡を取ることができました。直接の意見はなかったんですが、おおむ

ねこれで有り難い、非常に助かるという御意見でした。ただ、細部について、例えばこういう漢字を入れてほしいというようなことがあるということです。また1月になりますが、直接お会いして、もう少しそこを対応したいと考えております。ここにある意見については、これはそれとは別に寄せられたものですが、戸籍実務との関係をきちんと分けて書いてくれているので、そこは有り難いという御意見でした。

最後、幾つか具体的な問題、個別の字に関するものが並んでおります。ここに挙がっているもので、今日の段階で対応できるものについては対応しております。ですが、実はなかなか難しいことをはらんでいたりしますので、これはまた主査打合せ会で相談しながら、次回までに一つ一つ解決したいと思っております。以上です。

○沖森主査

では、御質問等ございませんでしょうか。（→ 挙手なし。）

御質問がなければ、御感想等、あるいは御意見でも結構ですので、御自由に御発言いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

私も実際にそれぞれの御意見、ファクスを拝見したのですが、非常に大部なものもありまして、こうしてまとめるのも大変なところで、このまとめがいいかどうかの問題はあるかもしれませんが、御自由に御発言いただければと思っております。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。この様々な御意見、とても貴重な御意見であり非常に有り難いものです。先ほどの御説明にもありましたように、本日の配布資料に反映しているものもあります。ただ、反映し切れていないものもありまして、今後更に検討していく必要があると思っております。この段階で何か御意見、御感想等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

それでは、主査打合せ会、そして事務局とよく検討して、最終的な詰めのところでの御意見を役立てていきたいと考えております。では、この件につきましてはこれで終了いたします。

続きまして、配布資料3の指針案に関する協議に移りたいと思っております。こちらは中間報告書について主査打合せ会で加筆・修正を行ったものです。また、冒頭の部分ですが、今回初めてお示しする部分もございまして。

大部なので、二つに分けて検討したいと思っております。まず、目次から第二章までを検討したいと思っております。変更した点などを中心に事務局から簡単に説明をしていただいた上で御質問を頂き、その後、意見交換に移りたいと思っております。では、説明をお願いします。

○武田国語調査官

まず目次を御覧ください。前回までの目次と言いますか、各章のタイトルは、「○について」と「について」が付いておりまして、少しうるさいのではないかと御意見がありました。

「常用漢字表」本体と合わせたという御説明をしていましたが、主査打合せ会でも、これはきれいに落としてはどうかと御意見を頂きました。部分的にQ&Aのところは残しておりますが、そのほかのところは「について」という表現は全部落としております。

それから、これまで「(付)1」としていたQ&Aを第3章と変えました。第1章、第2章、第3章という構成になっています。「敬語の指針」でもQ&Aがありました。これも章として入っておりますので、そういったものに倣ったということです。

字形比較表も、今まで「(付)2」と言っておりましたが、「(付)」というのは

落として、そのまま「字形比較表」と入れております。

次に1ページを御覧ください。「はじめに」を今回初めてお出ししております。これについては、机上資料に「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」があります。これを御覧いただきたいと思っております。これは文化芸術で未来を作っていくということで、第4次基本方針として閣議決定されているものですが、この2ページの目次を御覧ください。2ページの一番下に、「第3 文化芸術振興に関する基本的施策」ということで幾つか挙がっています。その中の5番、3ページになりますが、「国語の正しい理解」という項があります。冊子の25ページになります。今回、報告ということで指針を出しますが、例えば法務省や総務省、あるいは文部科学省などに関係する部分もあるということで、ちゃんとしたバックボーンがあった方がいいという御意見がありました。この閣議決定の中に「国語の正しい理解」という項があつて、なおかつ、二つ目の「➤」を御覧ください。「常用漢字表及び関連指針(「異字同訓」の漢字の使い分け例等)の普及を図る。」とあります。ここに「等」がございますが、この「等」の中に今御審議いただいているこの指針も入ってくるということで、これを「はじめに」の中に引用し、取り込むのはどうかと、主査打合せ会の中で、御審議いただきました。この「はじめに」の四角で囲んだすぐ後、ここを御覧いただきたいのですが、ここに閣議決定の内容が少し引用されております。それ以外の部分は、通例、こういった報告が出る時に書かれている内容と大体変わらないようなものになっております。これまで御意見を頂いていたこの閣議決定、第4次基本方針を取り込む形で「はじめに」を作成しております。

続きまして2ページ以降、また変更したところを簡単に申し上げていきます。

3ページの第1章を御覧ください。第1章に関しては、細々と直したところがありますが、大きめに変更しているところについては、点線で下線を引いております。先日、報道があったときに国語課に一般の方から意見を頂いたのですが、その中に、漢字の文化を壊すのかという御意見がありました。ただ、よく読んでいただくと、実はこれは過去の漢字の文化をむしろ守る、あるいは伝統に基づいて検討しているという部分もありますので、その辺がもう少し分かるように、第1章を直しております。

例えば3ページの2段落目、「近年、社会の変化とともに、長い歴史の中で培われてきた漢字の文化が変質していくことが案じられている。」ですとか、あるいは4ページの下の方、下から2番目の段落、下線のところを見ていただきたいのですが、「先にも述べたとおり、伝統的な漢字の文化が理解されにくくなり、」というように、漢字の文化も踏まえた指針であるということ分かるように記述しております。

それから7ページ、印刷が余りきれいに出なかったのですが、図6「字体・字形・書体等の関係の図」に関して、これまで字形と書体についての説明ができていませんでした。そこで、字形のほかに書体についてもこの図の中で説明することを考えております。今回お出ししたのは、まだ暫定的なものになりますが、この図についても、もう少し分かりやすいものにしようと考えております。

16ページを御覧ください。先ほどから伝統的な漢字の文化ということをお話しておりますが、ここには文化としての手書きについて、後押しするようなものが必要であろうということで、点線の下線が引いてあるようなものが追加されております。「印刷された文字は、情報を伝える記号としては十分に役割を果たすものの、書いた人の個性や言外にある思いまでを表すことは難しい。一方、手書きの文字には、それらを伝え、時代を超えて長く残していく可能性が期待できる。」こういったものも記述しております。

第2章に入りますと、18ページを御覧ください。ここでも手書きの歴史、あるいは漢字の伝統ということに配慮して、古い文字、虞世南や欧陽詢^{じゅん}といった方たちの字を

例に挙げながら、多少詳しい説明をしています。楷書と明朝体との違い、それぞれが独自に発展してきたということ、ここで詳しく説明しております。

第2章の中でもう1か所、少し記述が詳しくなっているところがあります。53ページを御覧ください。53ページの最後の二つの段落です。これはQ&Aにも同じような対応をしています。「常用漢字表」が平成22年に新しくなったときに、やはり康熙字典体が追加されたことで、なかなか理解しにくいいろいろな手当てが行われているのですが、その辺のことについて少し補足をした部分です。この53ページの「なお、」以下です。下から二つの段落が新しく追加した内容になります。

そのほか、細かいところはいろいろ直しております。レイアウトも全面的に少しずつ直しています。今後、ここに挙がっている字は、最終的に冊子化するときには全部書き直すことも考えておりますが、現段階では、今申し上げたところを主に修正しております。以上です。

○沖森主査

ただ今の御説明について、質問等ございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、協議に移りたいと思います。まず、今回初めてお示ししました「はじめに」の部分について、御意見、御感想等ございましたらお願いします。

最初のところになるわけですので、今回初めてお示しするので、御感想等でも結構ですので、お願いいたします。

○納屋委員

私はこのところの記述をお願いしてございまして、そのことを踏まえ、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を入れてくださったことは大変に大事なことだと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、次に移ってよろしいでしょうか。

続きまして、この「はじめに」を除いた2ページ以下について御協議いただきたいと思っております。配布資料3は非常に大部なものでありますが、どこでも構いませんので、お気付きの点、御意見、御感想等がございましたら、御自由に御発言をお願いします。

○納屋委員

1ページのところですが、よろしいでしょうか。下2行の「以下、」以降について、第1章からのが書いてありますが、ここでは「指針の見方及び使い方」には、触れないのでしょうか。

○武田国語調査官

いかがでしょうか。ここは「指針の見方及び使い方」や、「字形比較表」の後には「参考資料」もありますが、主に柱となる「1章、2章、3章、表」をお書きしております。もちろん全部を並べることができるかと思っておりますが、その辺は是非御検討いただければと思います。

○沖森主査

ただ今の件につきまして御意見等ございましたらお願いします。

○納屋委員

私は付けて構わないと思います。

それから、御意見を頂いているかと思いますが、全体が大部になっているので、概要を最後に付けるのがよろしいと思います。一般の方に説明していくときも、当然ですが、概要を使うと思います。例えば「敬語の指針」もそうですが、概要が最後に付いていると思います。その御検討をお願いし、提案します。

○沖森主査

では、検討させていただきたいと思います。ほかに御意見ございませんでしょうか。

○鈴木（一）委員

16 ページで御説明を加えていただいた、真ん中の辺りにある、「印刷された文字は、情報を伝える記号としては」というところについてです。

全体的に手書きが重要だということを表すことについて異論はないのですが、もう一回検討していただきたいのは、「難しい」という言葉です。その「印刷された文字は、情報を伝える記号としては十分に役割を果たすものの、書いた人の個性や言外にある思いまでを表すことは難しい。」と言われますと、ほとんど世の中の文学作品などは印刷文字で普及していますので、これが「難しい」ということになると、おかしなことになってしまうかと思えます。もう少し婉曲な言い方に変えていただければという意見です。「一方、手書きの文字には、それらを伝え、時代を超えて長く残していく可能性が期待できる。」ということについては、異論はありません。

○笹原副主査

3 ページのところですが、「当指針の基本的な考え方」に関して、これは今回加えてくださったところですね。

「近年、社会の変化とともに、長い歴史の中で培われてきた漢字の文化が変質していくことが案じられている。」というところですが、社会の変化とともに、この「漢字の文化」というものがどういう内実を指すかということにもよりますし、また、「変質」という言葉の中身とも関わるかもしれないのですが、社会の変化とともに漢字に関する事象が変化することは避け難いと思います。また現実には、良い方向に質的な変化が起こっていることもあるので、その「変質」が、質が変わるというそれだけの意味だと仮定しますと、案じられるばかりでもないかと思われます。案じられる部分も実際あってこの指針が作られているわけですが、今の鈴木（一）委員の御意見と併せて、文言を少しお考えいただければと思います。

○川瀬委員

今、鈴木（一）委員に御指摘いただいた「難しい」というところですが、私もあえてここで印刷された文字を引き合いに出さなくてもいいのではないかなと思えました。手書きの文化ってすてきだねということをお願いするのであれば、前の「運用面を挙げることができよう。」の後に、「手書きの文字には」と、手書きの文字の良さに特化していいという気がします。

○入部委員

小さなことですが、3 ページと 58 ページに同じもの、昭和 24 年のものが出ていますが、もう少し鮮明なものはないのでしょうか。ここまでかすれてしまうと、参考にしたいけれども、元々かすれているのかというところが…。もし鮮明なものがあればお差し替えをお願いしたいと思います。

○武田国語調査官

分かりました。実は現段階でいろいろ当たっているんですが、今のところは、これが最も…。

○入部委員

そうですか。

○武田国語調査官

ただ、国会図書館かどこかに非常にきれいなものがあるというような話もありますので、ちょっとその辺も考えてみたいと思います。

○入部委員

是非お願いします。

○棚橋委員

笹原副主査が御指摘くださった、3ページの漢字の文化の変質のところという基本的な説明ですが、「漢字の文化」と、「の」をわざわざ付けていますが、「漢字文化」と「漢字の文化」と、指しているものは違うのかどうかはいつも気になっています。「漢字の文化」と言ったときには漢字にまつわる何か漢字じゃないものでも、漢字から由来しているようなものも全て指すと見て「の」を入れていらっしゃるのかということをお伺いしたいです。

○武田国語調査官

余りそこまで意識しておりません。「漢字文化」をところどころ使っているかと思いますが、果たして「漢字文化」という言葉を簡単に使っているのかということもありますので、そこはまた主査打合せ会で御検討いただきたいと思います。

○納屋委員

3ページの、破線の部分を補うことは大事なことだと思います。ここは、「これからの時代に求められる国語力について（答申）」を踏まえているのは間違いありません。その後、文字・活字文化振興法が施行されています。そして、国語が日本文化の基盤であると法令に書かれていたと思います。

したがって、「社会の変化とともに、文字・活字文化振興法の指摘はあるものの、」などと入れて、「このように長く培われた漢字の文化というものが変質しかねないことに危惧がある」などの文調にした方がもっと分かりやすいと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

今お気づきでないことがあるかとも思いますので、この場で頂くだけというわけではありません。今後、お気づきの点などがありましたら、事務局にいつでも御連絡いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、今回、第3章になりました字体に関するQ&Aについて検討に入りたいと思います。変更した点などを中心に、まず事務局から簡単に説明していただいた上で御質問いただき、その後、意見交換に移りたいと思います。では、説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、56 ページを御覧ください。ここから「第3章 字体・字形に関するQ & A」になります。前回までは、「漢字の字体・字形に関する」とありましたが、漢字の指針であることがタイトルから最初に分かりますので、「漢字の」は落とし、「字体・字形に関するQ & A」と章名も少し変わっております。

まず見ていただきたいのは、現段階でのレイアウトです。少し段差を付けたり、「Q 1」「A」を大きくしたり、今まで、【 】に入れていた一文、各問いの趣旨を書いた一文ですが、その後すぐに質問の本文が始まっていたところを改行するなどして変更しております。

内容的には、変更点について最後に主なものをまとめてあります。104 ページを御覧ください。これは、その前の部分にあるのと基本的に同じですが、大きく変更したものについては、見せ消ちで残しております。そういう見せ消ちのない部分は、今回新たに追加したものです。

例えば104 ページにあるQ 3では、先ほどから話題になっている漢字文化、漢字の文化とすべきかということがありますが、漢字の文化との関係を書いております。

Q 19では、先ほども申し上げた「常用漢字表」の改定のときの非常に難しい部分ではあるのですが、その改定のいきさつにおいて説明が必要なところを補って加えています。

Q 23に関しては、漢字はもっと厳格に教えるべきなんじゃないかという御意見を、やはり報道があった後に国語課に頂いておりますので、そういった御意見に対するものです。

Q 24は、よく教育の世界で使われる許容の書き方というものについて説明をしています。これは今後も標準と許容という考え方で漢字を教えることについて、もちろんそれに異を唱えるものではありませんが、「常用漢字表」の考え方は、その標準と許容ではないんですということを説明しているところです。

Q 25, 26 ですが、ここは大きく見せ消ちがあります。これはどういういきさつかと言いますと、意見の照会の際に、文部科学省からも意見をもらっており、文部科学省は、この指針全体に関してはもちろん非常に好意的ですが、2点指摘があったことを受けてのものです。

1点は、ちょうど見えにくくなっていますが、107 ページの二重線で消してあるところを御覧ください。一番上から4行目になります。「そして、」のところですが、ここにどういうことが書いてあるかと言いますと、とめ、はね、はらいなどがその漢字の字体の判別に関係ないような場合には正解として、より整った字形を示すために添削するというのも一案じゃないでしょうかといったことを書いています。文部科学省でも、余り指導と評価について具体的なところまで言うことはないのですが、この辺りについて考えてほしいということがありました。Q 26にも同じようなことがさらっと書いてありましたが、そういったものを落としました。

それからもう一つは、108 ページの上にある四角のすぐ後です。「こういった点を踏まえた指導と柔軟な評価」という、この「柔軟な」という言葉が入ったんですが、この「柔軟な」というのは、学習指導要領解説の言葉を引いたものです。

それから、107 ページの「A」と書いてある下から本文が始まって、その2段落目です。「ただし、今後、当指針の考え方が周知されることによって、漢字の字体・字形に関する正誤の判断に当たっては、「字体についての解説」の考え方が考慮され、「標準」の字形以外を漢字として誤りとするものではないという理解が広がっていくことが期待されます。」と。前回までは、この指針を基準としてほしいといったことを書いていましたが、基準という言葉は少し強いということで、基準という言葉は落として違う言い方に替えていきます。

文部科学省の方ともこの指針については協議をして、ここの点だけの指摘で、後は

現段階ではこのままでいいということになっております。

108 ページの Q31 ですが、ここは書写体（筆写体）、今でも「四」や「西」というのを、真ん中に二つ棒を縦に書くような書き方をよく見ますが、こういったものについての扱い。それから名前に使われるような異体字の扱いというようなものを Q31、Q32 で説明しております。

そして最後、Q54 ですが、過去に習った字で生活している人たちには非常に手厚いけれども、これから学ぶ人たちに対してどうなのかといった御意見に対して、少し内容を変えています。これからに向けて、どういったものがよりいいのかということが分かるような書き振りにしています。

以上、ほかにもここに挙げていないところも細々としたところは直しておりますが、それから、全体の順番など多少変更しております。主なところは以上です。

○沖森主査

ありがとうございました。ただ今の御説明について何か御質問ございましたら願います。（→ 挙手なし。）

では、協議に移りたいと思います。こちらも非常にページ数が多いですが、どの点でもかまいませんので、御意見、御感想等、御自由に御発言いただきたいと思います。

○佐藤委員

加筆修正した Q & A の部分が新しく出てきたところですので、先ほどのことと関係するのですが、Q3 です。104 ページの A の部分「情報機器の普及などによって忘れられつつある漢字文化」、それからそのページの下から 4 行目の、「情報化の進展などを要因として」と。情報の進展がただの悪者になっているように思います。

それから、「忘れられつつある」というのも分かりにくい。先ほどのようなところで書いたらどうでしょうか。ここは少し検討した方がいいのではないかと思います。

○鈴木（泰）委員

同じく Q3 ですが、この想定質問ですが、「それぞれの漢字に、様々な字形を認めることは、漢字文化を壊してしまう」ことにつながるという。そういう問いということは、漢字文化というのは様々な字形があることだという前提に立っているように感じます。でも、漢字、特に楷書は、その成立の事情から最初から沢山の異体字があって、それで試験というか、あの当時は科挙などで、どうしても一つははっきりしたものがないと、試験が運営できないとか、試験に受からないとかいうことがあった。字体がばらばらであることは、別に文化だと思われていたわけじゃないと思います。

ここで問題になっているのは、もう少し丁寧に言った方がいいんじゃないでしょうか。つまり、活字と手書きがあって、活字は活字なりに、手書きは手書きなりにある一定の範囲があって、そこには違いが認められるけれども、その違いは文化と考えていいと。ただ、字体がばらばらなのが文化だと考えるのは、ちょっと乱暴なのではないかという気がします。

手書きは手書きなりに、印刷字体は印刷字体なりに様々あり、その標準的なもの同士の間には差がある。その手書きの方の標準的なものについて一定の基準を出そうという、そういうスタンスだということがもう少しはっきり分かるように書いた方がいいと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。元々の知識や量の違う方がいろいろいらっしゃいますので、どのレベルの方が質問しているのか分からないということがあります。この質問自体

が問題であるという御意見であれば、それはそれで検討します。

○武田国語調査官

何か漢字文化を壊すとかということだと大げさに聞こえるかもしれませんが、実際、報道があった後に国語課にこういったメールを頂いています。漢字文化を壊す気か、伝統を壊す気かということをお感じになった方がいらっしゃるということです。そこでこうした問いを作ったのですが、ただ、鈴木（泰）委員がおっしゃったことは本当に大事なところだと思います。「当用漢字表」のときに、字体に関してはある程度しっかりした枠を作っているわけですから、その枠の中での多様性ということをもう少し分かるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○笹原副主査

106 ページの Q24 許容に関してです。この字形の指針の話になると、許容範囲が広がったとか、許容を広く認めるようになったとかいう誤解が今でもなかなか解けずにいると感じさせられるところです。実際、「常用漢字表」の「1 表の見方」で、この「常用漢字表」の本体に、「許容」という言葉自体は使われています。印刷文字については、しんにゅうとしょくへんの新字体風のものについて「謎」などが書いてあり、許容すると使われています。

それで、この Q24 だけ読むと、注意深く、手書きではそういうものを許容とは呼んでいない旨が書いてあると読み取れはしますが、簡単に印刷文字については決めていられるけれども、許容という言葉を使っているけれども、手書きについては…というように触れられると、一層理解が深まるかと思えます。

○関根委員

Q32 についてですが、これが入ったのはとても結構なことだと思います。最近どうしても、自分の名前にこだわり、思い入れがあって、それは尊重されるべきですけども、人の名前というのは、当人のためのものだけではなくて、他人が社会の中で判別の手段として使っていくものでもあるので、この辺りに触れてもらったのはとてもいいと思います。

「固有の字体を用いることが難しい場合には」と、そればかりでなく、技術的な点だけではなくてというところをもう少しにじませたいと思います。もう一度そこに入れるか、あるいはそこを「難しい場合など」として、例えば、ちょっとくどいかもありませんが、「社会全体が共有できる情報として定着して、なじみのある通用字体」とか、何かその辺りをもうちょっと補ってもらえればいかと感じました。

○佐藤委員

Q19 のことはややこしいところです。先ほど「煎」のことについて、53 ページです。こちらは割合何かすんなりいくと思うのですが、この A の方はかえっておかしいのではないかと見ました。デザイン差とみなす、「書けることになってしまう」というのはどうかと思います。

ややこしいですが、詳しく言うと、この「煎」という字種の通用字体としてこの点々の方を示すことになったわけですね。デザイン差と考えたのでしょうかけれども、点々の方でこの通用字体を示すことにしたということです。そうすると、その後の方で、「前」という字の字体も点々というのがデザイン差として使えるということになるということです。

だから、手書きできるというのとは、何かニュアンスが違うんじゃないかなと思います。一応検討いただければと思います。

○納屋委員

学校教育関係とのしきりを明確にされたのは大変に良かったと思います。Q26のテストのことが書かれているところですが、108ページの引用文の後の、「こういった点を踏まえた指導と柔軟な」と書かれていますが、点線の囲いの中で「柔軟な評価」と言っていますので、こちらでも「柔軟な」とは言わなくてもいいと思います。

○武田国語調査官

ありがとうございます。これは、文科省の方からここに「柔軟な」という言葉を入れてほしいという、そういった指摘がありました。そこは、文科省の方と相談して、またお答えしたいと思います。

○納屋委員

質問ですが、私にはシチュエーションがうまく取れないのですが、つまり、文化審議会国語分科会の方でもこういうスタンスでいてくれということを、はっきりと求めたということでしょうか。

○武田国語調査官

ここまでは「指導と評価が」と書いてありましたが、取り方が難しいところかもしれません。例えば「柔軟」と言ったときに、もっと優しく評価してあげるという「柔軟」もあるでしょうし、また、こういった指針が出ると、これに沿って評価しなくてはいけないとなった場合に、より教育上の様々な配慮の上で柔軟にこの指針を扱うというような意味合いもあるかもしれません。

そういった両義に取れる状態になっているかもしれませんので、そこはもう少し相談したいと思います。

○納屋委員

よろしいですか。なぜ私がここを取った方がいいと申し上げたかと言いますと、新聞に、「採点を、もっと甘く」といった表現の記事が出たからです。

文化審議会国語分科会でそういう言葉を使うと、また、結局のところはそういうスタンスではないかと取られかねません。この会はそうではなく、それは文部科学省の方で、指導の問題としてやっているんだという仕切りをしっかりとっておいた方がいいと考えたので、申し上げました。

○笹原副主査

もう一つ。108ページのQ32。先ほど取り上げてくださったところですが、ここで高橋さんの例が挙がっています。ここも一般の人々の関心の高いところだと思います。

ほかにも習慣として非常によく見られるのが「崎（たつさき）」と呼ばれるものです。それも「高（はしごだか）」と同じように扱うことを記述することが可能だと思いますので、書き込まれると、それによってカバーできるところが増えるのではないかと思います。

吉田さんの「土」＋「口」の「つちよし」も、同じだろうときっとってしまう方がいると思うので、この「つちよし」は、今回は字体差ではなくて字形の違い、デザインの違いだと、初めて明示したわけですから、そのことも簡単に触れると、この情報量が更に増して有用性が高まるのではないかと思います。

○佐藤委員

非常に細かいのですが、Q23の回答のところ、まず一つは、回答の3行目の、「固定した」という、これに当たるような似た言葉が、このQ&Aの中に「固定」とか「一定」とか「定まった」とかあるので、気を付けたらいいと思いました。

それからその下ですが、「現代において、」の段落の「常用漢字表」に示された範囲の字体」というのは何を言っているのかよく分かりません。次にまた「範囲の中に収まっていれば、」というの、範囲というのが違うことを言っているのではないかと思います、そこが分かりにくい。検討してはと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、よろしいでしょうか。Q&Aにつきましても、今後お気付きの点などがありましたら、いつでも事務局に御連絡いただきたいと思います。1月の半ばくらいまで、問いの増減等も含めまして調整が可能です。本日頂いた意見を参考にしながらも、もっと良いものにしてまいりたいと思います。引き続きお気付きの点がございましたら御連絡いただきたいと思います。

続きまして配布資料4の字形比較表案についての意見交換に移りたいと思います。事務局から簡単に説明をしていただいた上で御質問いただき、その後、意見交換に移りたいと思います。では、説明をお願いします。

○武田国語調査官

配布資料4を御覧ください。こちらも大部になりますが、「常用漢字表」2,136字全ての字形を比較していただくための表ですが、今日初めて全体を御覧いただいております。

表を御覧いただくと、一番右にQ&Aの関連項目という欄がございますけれども、ここはまだQ&Aが確定していないのでこういう状態になっておりますが、後の部分については一応全て入っております。この中で、恐らく一番多く参照されるのは、右から三つ目の欄である手書き文字の字形の例のところになるかと思います。この字は佐藤英樹さんという方にかかなり時間を掛けて書いていただいたものです。これは1回目に書いて印刷屋さんに出して、その字を入れ込んでもらったものの状態です。

主査打合せ会ではこれは全部見ていただいておまして、一字一字ここを直す、これを加える、これを削るという話を進めております。そういったものが反映された形、いわば最終的な形と言いますか、もっと詰めた形をお出しできるのは次回、2月初めの漢字小委員会になるかと思います。

では、1枚目を御覧ください。これは前回の中間報告のときにも同じようなものを出しておりましたが、今回少し変えたのは、下から三つ目の説明です。「手書き文字の字形の例」というところで、何度か話題にしておりますが、表の中に手書きの字が多くても三つまでしか示せないということになりますので、そうするとその三つが特別な扱いを受ける可能性がある。それをどうやって避けるかということが主査打合せ会でも話題になっています。

その一つとして、これが最終形になるかどうか分かりませんが、最初の説明のところ、この表に例示した字形のほかにもこういうものが考えられるという例を出して、これを見た上で表を見ていただこうと考えました。それから、今少し話が出ているのは、表を見たときに、例えば一番上に「手書き文字の字形の例」というのが手書き文字の上にあるわけですがけれども、その下に例えば「ここにあるものが全てではない」とか、そういうことを書いて、各ページでこれが特に標準であったり特別な字であるわけではない、ほかにもいろいろな字があるのだということを分かるようにした方がいいのではないかと思います、そんな議論もしております。

もう一つ変えたところがあります。この配布資料4だけではなくて、同じような記述がこれまでいろいろなところがありました。それを一応今回全部変えているのはどこかと言いますと、この「手書き文字の字形の例」の説明の中です。読んでいきます。「手書き文字の字形の例」「それぞれの字種について、手書き文字の字形の例を1～3示した。ここに例として掲げた手書き文字の字形は、飽くまでもその漢字において実現し得る字形のごく一部であり、標準の字形として示すものではない。」ここです。

以前の段階では、ここに「いかなる意味においても」ですとか、それから「標準でもないし、推奨すべき字でもない」ということを書いていたのですが、そのいかなる…というものと、推奨するものでもないというものを落としました。ここに挙げるのは、やはりそれなりに推奨できる範囲のものを挙げているわけです。標準とされるのは本意ではないけれども、こういった字が使えますということを示すものですから、そこは少し緩めて、「標準の字形として示すものではない。」という書き方になっています。

ただ、今回意見照会で頂いた意見の中で、非常にはっきりしていたのは、やはり標準を求める方が多いということです。一方で、ある方は、例えば手書きの字形にはいろいろな形があるんだ、字体はいろいろな形で実現するんだということをもっとはっきり書いてほしいとおっしゃりながら、一方で、標準があった方がいいということをおっしゃる方もいらっしゃるわけです。今回、これが標準ではないということを書いておりますが、世の中ではそういったものを求める声が強いということも踏まえて、いかなる意味にもといったものは落として、少し調子を落とした書き振りに直したということです。以上です。

○沖森主査

ただいまの説明に対する御質問を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

ないようでしたら協議に移りたいと思います。この字形比較表につきましては、既に主査打合せ会で一通り検討を行っております。ただ、先ほどの説明にありましたように、十分な作業時間が取れていないため、本日の資料はその検討内容が反映される前のものでありますが、全体を通して何かお気づきの点、あるいは御意見等ございましたらお願いします。

○佐藤委員

ここに「株」という字が例として挙げられて、こういうことが必要だということなのですが、筆耕の佐藤さんという方は、大変字がうまいわけです。それで、この方の字の癖として、下半身が長いということがあります。それから、この「株」を見て分かるように、きへんが全て隣の「朱」よりも小さくなっています。だから、こうやって示していて、取りようによっては、これはどの字形においてもきへんは小さく見えるように書くのかな、など、そういうことは切りがないです。ただ、そういう御質問もあろうかと思しますので先に言いましたが、下の方が大変大きく書かれていて、小さなスペースの中で大きく見せるような字を書かれている方です。余りに極端なことがあるようでしたら、またそこを曲げてもらって書いてもらわなければいけないかもしれないということです。

○納屋委員

単純なことですが、資料上の問題で、75 ページを見てください。75 ページの 2090 から 2094 の手書きの例がずれていて違っているので、改めていただきたいと思えます。

それから 34 ページの 941 の「潤」も、944 の「初」が一つ入っているので、その欄

の方に移してください。2か所です。

○沖森主査

急いで今回に間に合わせようとしてミスがあったようでございますけれども。ほかにございませんでしょうか。

○川瀬委員

手書きの文字が飽くまでも一例だという説明は、これだけ1枚目に丁寧に書いているので、これで十分なのではないでしょうか。もしかしたら、例えばこの「株」という字のこのパターンをお一人の方じゃなくて何人かが書くという方法もあるのかなという気もしますが、次ページ以降は飽くまでも表ですので、「手書き文字の字形の例」の下に「飽くまでも一例です」と全部に付けるのは、本当に分かり切っているのに、よくテレビで、個人の感想ですと、大変申し訳ないことにお断りをさせていただいているのと同じような鬱陶しさがあると思います。

こういう形で示していますということをつきつぱり言った後で、それでもまだここにこだわろうとしたら、それはやはり読む方の…、勘違いは少しでもない方がいいのでしょうかけれども、もう十分じゃないかと思います。それでもやはり各項目に「等」という文字を付けていきたいというお話は前回伺いました。

これは、ある程度漢字に興味をお持ちの方が御覧になる資料でしょうから、私はこれで手当ては十分にできていると思います。

○笹原副主査

細かなことですが、先ほど武田国語調査官がお読みくださった「手書き文字の字形の例」というところで、「手書き文字の字形の例を1～3示した。」これで意味はよく分かるのですが、「1～3」の後に助数詞があると落ち着きが良いかと思えます。1～3種とすると、何か字種のような気もするし、1～3例とすると、例と重複するかなという感じもするので、難しいところではありますが、例ということを強調するのであれば、1～3例とした方が、読んだときも耳で聞いたときも違和感が減るかなと思いました。

○川瀬委員

「幾つか」ぐらいでもいいのではないのでしょうか。

○棚橋委員

「三つまで」とか。

○川瀬委員

「なぜ三つなのか。」と聞かれそうですけれども…。

○棚橋委員

確認ですが、今のところで、これを印刷のフォントに用いないようにというような注意書き等をするのでしたでしょうか。

○武田国語調査官

手書き文字の字形の例の3行目から、「特に、例として掲げた手書き文字の字形が印刷文字の字形に影響を及ぼすことは、当指針の趣旨と反するところである。」という書き方はしています。もう少しストレートに書いた方がよければ。あるいは逆でし

ようか。影響を及ぼすことがあってもよいと…。

○棚橋委員

いいえ、何かこのまま、すごく美しく、これで活字に見えるので、活字を作ってしまうのかなと思われるのはいかがかなということですか。

○武田国語調査官

そうでしたら、ここもはっきりと書く必要があれば、また主査打合せ会で御相談したいと思います。

○鈴木（泰）委員

44 ページ「邇」という字は2点しんにゆうですね。手書きでは1点しんにゆうしか認めないというので、1点しんにゆうの手書きの例しか出てこないですね。

確かにそういう方針ですが、明らかに活字体と違うのに、こっちを手書きでは絶対に認めないというのは、ほかのものの柔軟さに比べるとものすごく強硬な感じがします。

これは本当に感覚的な問題で、私としては、本当は活字というのはどっちかに決めてしまった方が一番良かったと思います。漢字の字体が幾つもあるなんてよくないことだと思います。だからどうしても気にはなります。やはりここにも何かもう一つ説明は付けておいた方がいいと思います。

「常用漢字表」では何か書いてありますけれども、やはり必要な気がします。ずらっと見ていった場合には、唐突に感じるんじゃないかと思います。ただ、これは御判断をお任せします。

○武田国語調査官

ありがとうございます。配布資料3の31ページを御覧いただきたいと思います。鈴木（泰）委員に御指摘いただいた点についてです。「常用漢字表」の本体で、2点しんにゆうの場合も1点で書くということを中心にはっきりと言っておきまして、それで、この表には2点のしんにゆうは掲げていないということですか。

ただ、この31ページの一番下のところを御覧いただきたいのですが、これは窓口業務などに対しての気遣いとして書いた部分でもあるのですが、特に後半の方です。1点しんにゆうと2点しんにゆうとの書き分けが行われる場合があって、そのような書き分けを行う場合を含めて、2点しんにゆうの漢字を、ここに具体的な字が出ていますが、このように書いたものを誤りとすべきではないということはこの指針では一応打ち出しています。ただ、「常用漢字表」で2点しんにゆうも1点で書くということを行っている以上、手書き文字の字形の例として目立つこの表のところに掲げるのは、一応やめておこうと。考えました指針の考え方としては2点で書いたものも誤りではないということは示しているということになります。

○沖森主査

そこを関連項目として挙げるということも考えればいかとも思います。

○武田国語調査官

Q&Aなどで対応するということもできるかと思います。分かりました。

○納屋委員

まず、「各欄について」の説明のところですが、代表音訓のところでは、「常用漢字

表に掲げられた各字種のうち、最初に挙げられたものを示した」と書いてありますが、片仮名は音で平仮名は訓だと入れていただくと、有り難いと思いました。

それから、8ページの197「外」という字についてです。手書きでは当然、つくりの方について、縦線と交わることがないのですが、「常用漢字表」の欄では交わっています。これをどのように考えるか。手書きの字形でこのように書いてあるのに、「常用漢字表」の欄では交わっている。それで、印刷文字の字形の例のところでは教科書体だけが接している。この辺のところはこれでいいのかどうかと考えます。

それから、これと関連して70ページ、1953「夜」。「常用漢字表」も、印刷文字の字形の例もちゃんと交わっています。しかし、手書きの右側の例は、交わっていないのが出ています。これは、お手元の「教科書体 字体・字形比較資料」の104ページ1953にあるとおりで、これが文部省活字です。お書きになった方はよく分かっていてこのように書いていらっしゃると思いますが、指針としてこれを見たときには、これは一人歩きをします。何でここが交わっていないのか、という受取をされて質問が来るのではないかと想定しています。この辺のことをどう処理するのかと思いました。

○武田国語調査官

ありがとうございます。これは両方とも主査打合せ会で話題になったところです。

「外」に関しては、「常用漢字表」本体の「字体についての解説」に交わっている形が手書きで出ておりますので、これは是非入れたいと思います。

「夜」に関しては、やはり現代使われる字形ではないということもありますので、ある程度慎重に考えた方がいいのかと思っておりますので、またそこも主査打合せ会で御相談したいと思います。

○関根委員

さっきの「遡」のところですが、逆の話になるかもしれませんが、教科書体で1点しんにゆうを使っているところもありましたね。そういうものを、「印刷文字の字形の例」で入れるというやり方はあるかと思います。またそれはそれで別のメッセージ性が出るからまずいのかとも思いますし、また考えてみたいと思います。

○武田国語調査官

ありがとうございます。せっかくですので、「教科書体 字体・字形比較資料」の67ページを御覧ください。1215番に「遡」があります。「常用漢字表」では1点で書くとして書いてありますが、ここを見ていただくと、2社が2点のしんにゆうになっています。ただ、2点で下をぐっと揺らしているかというところとそうではなくて、やはり活字の形に沿って、普通、1点しんにゆうは下をぐっと揺らしますが、そういった揺らし方はしていないといった工夫をしています。

これは一つ考慮することとして、「常用漢字表」が出た後に、文部科学省で漢字に関する専門家会議が開かれまして、そこで、中学校の漢字指導においては当面印刷文字の形に沿って書くということがうたわれました。そうすると、例えば康熙字典体の字があったときに、それをそのまま書くという指導が行われている可能性があります。多分、そういったことに配慮して、こういう2点のしんにゆうの教科書体が生まれている可能性もあるわけです。そこははっきり聞いたわけではないので推測ですが、そういうことがあって、今回いろいろ頂いた意見の中には、康熙字典体のまま手書きするという習慣は余りないのではないのかといった御意見がありました。

そういった今現在教育の中で行われている手当てのようなものを踏まえると、また「常用漢字表」の中で康熙字典体のまま手書きするというものが実際例示されているということを踏まえると、しんにゆうの問題も含めていろいろな配慮が必要になって

くるところになります。康熙字典体で字種が追加されていて、それをどう書くか、どのように表現するかということについては、もう少し指針の中でフォローすべきなのかということ、今日お話を伺っていて感じました。

○佐藤委員

質問にもあったのですが、是非この際、今日の出席者の方々に御意見を伺いたい。73 ページの一番上に「翌」という字があります。

「羽（はね）」という構成要素をどのくらいまで見るかということについてなのですが、前のページ、72 ページの下から5 番目に「曜」というのがありまして、その前の71 ページの一番上に「躍」というのがあります。事情は、曜日の「曜」というのを入れてヨの形二つでそれを標準的な形にしてしまっただけで、「躍」もそれに合わせている。そして、それらが既に「羽（はね）」という構成要素であるという意識がないのではないかと思います。

ですから、「翌」という字や「翼」という字のところに、結局つなげようとしているわけですが、この構成要素は元々「羽（はね）」なんですということが今回のこの指針で分かるわけですが、それが受け入れられるだろうかというのが非常に不安だということです。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。御意見等続かないということであれば、この件につきましては以上でよろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、字形比較表につきましては、これまでの主査打合せ会での検討を反映するために、現在のもの、お見せしているものよりかなりの部分、修正を加えていくことになるかと思います。この指針を手にした人がまず開いてみると、恐らくQ & Aとともにこの表が最初に目に入るのではないかと予想されます。それゆえ、できるだけ使いやすいものにするよう、更に検討してまいりたいと思います。何度も繰り返すようでございますが、お気づきの点などございましたら、いつでも事務局に御連絡いただきたいと思っております。以上、字体・字形に関する協議はここまでいたします。

次に、配布資料5に入ります。「同音の漢字による書きかえ」に関しての協議に移りたいと思っております。では、配布資料5について、事務局から簡単に説明していただいた上で、御質問を頂き、その後、意見交換に移りたいと思っております。では、説明をお願いします。

○鈴木国語調査官

配布資料5を御準備ください。配布資料5は「同音の漢字による書きかえ」です。前回いろいろ協議していただいたものです。その後、また様々な資料等を見直しまして、情報を追加しました。ただ、ちょっと大きなミスが発見されましたので、その点も含めて、おわびを込めて説明をと思っております。

最初の部分はこれまでの流れです。「同音の漢字による書きかえ」は、昭和31年に当用漢字表にない漢字を含んで構成されている漢語をどうするかということでもとめられたものであること示しています。そして昭和56年、それから平成22年の「常用漢字表」で漢字の追加がなされたことにより、表内の漢字及び音訓によって構成されることになった漢語が出てきた。要するに元々の表記ができるものがここで出てきたということです。

ただ、「同音の漢字による書きかえ」が国語審議会の報告で示されておりました。そこで示された表記を一切使ってはいただけませんと、そこまで言うのは言い過ぎであろう、その表記自体が存在することは否定をしない、二通りの表記があること自体は認

めていくというのがまず前提としてあります。

その上で、例えば公用文の世界など、表記の統一をしなければいけない中では、書き手によって好き勝手に選ぶわけにはいきませんので、どちらを使ったらいいのか考え方を示す必要があります、その検討という流れです。

次の部分は前回お示ししているところですが、既に「常用漢字表」の語例、又は「常用漢字表」に基づいて通知として出されている「法令における漢字使用等について」で既に扱いの仕方が示されているものが、「1」の下の表に挙がっているものです。

裏側を御覧ください。ここが一番のターゲットになるものでして、扱いが示されていないものです。前回はこちらにもう一つ「蝕^{しよく}甚」を加えておりました。ただ、「蝕^{しよく}甚」については、「むしばむ」という漢字（蝕）は常用漢字には入っておりませんので、常用漢字に入っていないものをそのまま使いなさいということは言うわけにはいきません。「蝕^{しよく}甚」については、「闇」に「アン」という音がない「闇^{あん}夜」と同じように、検討の対象から外してよろしいのではないかということで、「3」に持っていきました。

その結果、「まめつ」、「もうどう」、「ほいく」、この3語について、熟語を構成するそれぞれの2文字共に「常用漢字表」の中の漢字となっていますので、元々の表記ができるということになります。

ですから、これらの扱いが問題になるということで、前回、使用例等を国立国語研究所のコーパスから持ってまいりました。それだけでは足りないであろうということで、3、4、5ページに、もう少し詳しく調べた結果をお示ししました。前回取り上げた国立国語研究所のコーパスは引き続き最初に挙げております。それから文字列調査というのは、「常用漢字表」の改定の際に使った調査です。この中に幾つか取り上げて調査をしております。表内の字ですが、比較的使用頻度の順位が低いものについては調べておりましたので、その中に出てきたものについてはこの数字を挙げております。それから法令の中で実際使われているかどうかというデータもお示ししました。それと、「同音の漢字による書きかえ」のときに学術用語を用いておりますので、その中での用例を確認しました。また、新聞用語でどう扱っているかということをお示ししました。それから、「改定常用漢字表」が出た後、それを反映したとうたっている国語辞典が6種類国語課にありましたので、その中でどのようにこの表記を扱っているかというデータをお示ししております。

個別にこの3語について御説明申し上げます。

「マメツ」については、コーパスでは17と31で、文字列調査は「磨」については、用例が非常に多いというか使用頻度が高い漢字ですので、こちらの文字列調査はありませんので、数字を入れておりません。

法令については、「磨」の例が二つ。学術用語を調べますと、地学編の中では「磨」を使うとなっております。新聞用語は、書きかえの「磨」を使うと。国語辞典については、これは六つとも「まめつ」という語は載っております。かつ、「磨」と「摩」と、両方とも載っております。括弧内、先が3、後が3と書いてあるのは、「まめつ」という漢字が二つ並んでおりまして、どちらが先に出てくるかというのを示しました。見事に二つに分かれております。「磨」が先に書いてある辞書が三つ、「摩」が先に書いてある辞書が三つというのが現在の状況です。

コーパスは、「磨」が出てくるのは書籍のみでした。「摩」が使われているのは、書籍だけではなくて、国会の会議録の中でも出てまいりましたし、あとブログをコーパスは引用していますので、そこにも出てまいります。

法令は、昭和25年と昭和39年に制定された法律の法令の中で使われている例が二

つありました。「マメツ」については以上です。判断材料としてどちらが明らかに優勢であるということは申し上げられないという状況です。

次に4ページ目「モウドウ」についてです。ここで前回お示ししたコーパスの数字が、間違っておりました。「妄」を書く方29は同じですが、下側の「盲」が前回158と書いておりました。これは「盲動」ではなく「盲導」の検索結果でした。大変申し訳ありません。調べ直したところ、コーパスに関してはここは0でした。

ですから、「妄」の用例しかありません。両方とも文字列調査にもありまして、32対3というかなりはっきりとした傾向の差があります。法令、学術用語では使っておりません。新聞では「妄動」の方を使うとなっております。国語辞典を見ますと、「妄動」は全ての辞書に出てまいります。それに対して、「盲動」は、三つの辞書にしか出ていません。かつ、その三つの辞書は、「妄動」が先に出てきて、後ろに「盲動」が出てきているというだけです。ちなみに、衆議院と参議院の会議録の用字例にはこの用語が挙がっています。それを見ますと、共に「妄」を使うことが確認できました。こちらは比較的傾向が明確かと思われまます。

それから「ホイク」です。国語辞典では六つとも全て出てきますが、コーパスも、36と6105というかなり数字の差はあるのですが、実はこの6105の中では、かなりのものが保育園、保育所、保育士という熟語の形で使われております。「保育」そのものの語として使われているのは832例でした。この832例のうち、「哺育」と同じ意味であろうと明確に読み取れるものは、「母乳保育」や「人工乳保育」といった、この形で使われているものだろうと思います。これらの例は3例しかありません。ですから、ほかの「保育」は、国語辞典では、乳や食べ物を与えて子を育てるという比較的広い意味合いで使われているということが、この中身を見ていくと分かります。

それから、文字列調査は、「保」は非常に使用頻度が高いですので、文字列調査の対象になっておらず、数が出てきません。「哺」は、哺乳類とか哺乳というのが数として多いのですが、「哺育」の例は7例ありました。

法令の中では、「哺育」が4例だけありまして、そこに抜き出したものが全てです。「哺育手当」で二つ、「哺育等」、「妊娠、出産、哺育」と三つが並んだ形で使われております。

学術用語では、「哺育」は一件も出てきません。「保」だけでした。

新聞用語では、「哺育」は、5ページのところに引きましたが、「飲食物や餌を与えて育てる」意では「哺育」もと示されております。ですから、こちらは特定の意味では使うということです。

国語辞典の表記を見ますと、「哺育」は「乳や食べ物を与えて子を育てる」という限定的な意味でこの表記が出てきています。もう少し広い意味での「乳幼児を保護し、育てる」では、「保」の表記だけが出てきます。先ほどの衆議院、参議院の用字例を見ますと、「保育」の項がありまして、その中の注で、畜産関係は「哺育」を使うという記述がされています。これは実態として「哺育」は特定の意味のときに使うというのが今現在の現状と申し上げることができます。以上です。

○沖森主査

ただ今の御説明に対する質問がございましたらお願いします。（→ 挙手なし。）では、ないようでしたら協議に移りたいと思います。御自由に御発言いただければと思います。よろしくお願いします。

○関根委員

「同音の漢字による書きかえ」というのは、そもそも当用漢字、つまり非常に制限的で規範的だった当用漢字時代にできたものです。だから、それが今現在の漢字使用

の緩やかな目安という、そういう性格の常用漢字とはそもそも性質が違うものなのではないのかと思います。

だから、今回、例えば公用文の世界で、今回「常用漢字表」と^{そご}齟齬が出た部分を変えろというのは、別にそれがかまわないと思いますが、この「同音の漢字による書きかえ」全体としてこの表は残すというのは、何か当用漢字時代の漢字制限の考え方もそのまま引きずるかのような、かえってそういう誤解を受けるのではないかという危惧もあります。

「異字同訓」の漢字の用法のときは、昭和47年と記憶していますが、当用漢字の音訓を増やす方向で改定になって、その流れが常用漢字につながっていったわけですから、あれはあれでよかったと思います。前回、全面的に新たに見直したわけですが、それでも昭和47年の改定版という形ですが、それはそれで流れとしては合っていると思います。

しかし、やはり同音の漢字と異字同訓は基本的に性質が違うのではないかと思います。だから前回の会議でも、部分的な改定じゃなく、全面的に見直した方がいいと私は意見を言いました。ただ、それは別に「同音の漢字による書きかえ」というものをこのスタイルのままやるのではなくて、要するに同音漢字というものを今の漢字施策の「常用漢字表」の趣旨の中で捉え直して、今も必要であるかどうかということも含めて見直して、そういうものが必要であれば、別の資料として作るのはいかがでしょうかということです。

例えば表記の揺れとして整理するとか、あるいは「常用漢字表」の語例欄を充実するような形でそういうものを載せるとか、先ほどの「ほいく」などでも、言い換えというよりは使い分けですね。例えば「コウハン（広汎・広範）」なども「広範」と変えることが一般的にはなりますが、広汎性発達障害といった病名だと、さんずいの「汎」が使われているところもあります。だから、やはり「同音の漢字による書きかえ」というのは、当時の思想だしちょっと乱暴だと思います。だから、その辺りは丁寧に見直していかないといけないのではないかと感じています。

○鈴木（泰）委員

今の関根委員の御意見に関してですが、確かにこれまでの経緯からするとおっしゃるとおりだろうと思います。「常用漢字表」のスタンスは違うと。ただ、新しい書き換えを認められたものが慣用になっていて、それと同等に新しく認められた字も入ってくると、やはり言葉の伝達力ということからすると、問題があると思います。やっぱりなるべく一つの単語は一つの表記形式で書くのが一番効率的で望ましい。だから、せっかく片方の方に決まっているもののほかに、こういうものもいいんだよとわざわざ注記する必要はないんじゃないか。

だから、原則として使うことはかまわないと思います。でも、それをわざわざ何か推奨するとか、注記する必要はあるのかという気がします。

○関根委員

私も基本的なスタンスはそうですが、特に新聞の人間としては、統一表記というものをいつも気にしていますので。

ただ、注記するとかという形で、小手先でやるのではなくて、もうちょっと幅広くやりたい。つまり、「同音の漢字による書きかえ」の、今、中に入っていないもの、この前、「国語に関する世論調査」でもやった「きよしゅつ」なんかもあります。そういうものは入っていないわけですし、必要のないものもたくさんあります。だから、これに入っているもの以外も入れて幅広く統一表記というのを考えたいというのがむ

しろ私の本音ではあるわけです。

ただ、そのやり方としては、やはり当用漢字時代と常用漢字時代の国語施策の違い、性格の違いもありますから、そのところは慎重に踏まえながらやっていけたらいいなと考えています。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。

では、この配布資料5につきましては、事務局に引き続き鋭意作業を続けていただきたいと思います。また、ただ今の御意見を反映して、できるだけ早い段階でまとめたものにしてまいりたいと思います。

最後に、参考資料2についても簡単に説明をお願いします。

○鈴木国語調査官

参考資料2です。前回お出しいただいた意見をその内容ごとに分類しました。ただ、議事録の御発言のままですと、長くなったりポイントが分かりにくかったりすることがあるかと思しますので、圧縮した形で要点を取り出しております。

ここの中では大きく七つに分けております。

まず、審議そのものの体制について。漢字小委員会と日本語教育小委員会と二つある小委員会をどういう分け方にするのかということについて。コミュニケーションについて審議するのであれば、それに合わせたことを考えるという、その可能性を御指摘いただいたものです。

それから審議の進め方について、四つ挙げておりますが、その中で「コミュニケーション」が一番大きな課題としてある。ですから先延ばしにせず、ここから入って、その中で個々のものを位置付けることができるのではないかという、この2点目はそうしたことを御指摘いただいております。

それから、「今後取り組むべき課題について」で出てくる順番に次は整理しております。「「公用文作成の要領」の見直しについて」は、これが今後取り組むべき課題では最初に挙がっていたにもかかわらず、そこから入っていないのは問題ではないかという御指摘がありました。一方で、各省庁との関連等があるため難しいという御指摘があった上で、やり方としては、実務的に取りかかるのが現実的ではないかという御指摘を頂いております。例えば、横書きにおける数字の表記の仕方では、国民でもやはり悩んでいるところであろう、そのような御指摘を頂いております。

それから次は、今の「同音の漢字による書きかえ」のところですか。これは飛ばして進めたいと思います。関根委員が今おっしゃったことが最後の「全般」でまとめられているかと思えます。

それから、定期的な検証については、これは非常に大きな問題です。そもそも「常用漢字表」という、特に漢字というのは語を表す、要するに訓の問題ですが、その語を表すことに対して、送り仮名の指導が行われる。送り仮名で後ろにくっついている部分を除いた漢字のところの振り仮名が付けられる、その部分だけがあたかも漢字だという捉え方をされている現状がある。漢字は語を表すのだという、その部分についてもっとしっかり伝えていくということを、この定期的な検証の中でも触れていければいいのではないかという御指摘です。

それから、言葉遣いとコミュニケーションのところは、まとめた形で整理させていただきます。

1点目は、話し言葉が、書き言葉の文字、漢字を中心とした文字がベースの高度な知識の伝達がある中で、話し言葉ではそれが十分に伝達できない、そういうところについての議論が必要であるという御指摘があります。

それとの関連で、和語について。漢語は非常に同音が多いこともあり、例えば受け手側の漢字の習得の度合い、外国人を含めてですが、そうした方々が受け手の場合に、和語でいかに伝えられるかという問題もあるのではないかという指摘があります。

それと、コミュニケーションは漠然とした非常に広い問題ですので、その中をどう絞り込んでいくのかということについて御指摘がありました。一つの例として、経済産業省の社会人基礎力では、コミュニケーションを細かく分けている。それから小・中学校での評価の仕方でも、細かく能力を分けるというやり方で行っている。コミュニケーションについてもやはり要素を分けて考えていくということが必要だという御指摘がありました。コミュニケーションの中で、公用文的な内容もフォーマットとして扱うことが可能であろうという御指摘もありました。

それから、その他というのは、調査に関してです。調査に関しては、ある程度格好を付けるという言葉は悪いですが、調査だからという回答がなされていて、本当に実態にあっているのかどうか、その疑いの目は常に持つておくべきで、その辺りについて何かしら検討が必要なのではないかという御指摘がありました。また、コミュニケーションとの絡みですが、若者言葉と言われるような言葉、「やばうま」とか「鬼のように混んでいる」といった表現についても、調査の中できちんと記録としてデータを残していくことが必要であろう、という御指摘を頂きました。これが前回頂いた御意見の整理をしたものです。以上です。

○沖森主査

ただ今の報告、今後の協議に向けての資料にしたいということですので、本日は時間もありませんので、報告ということだけにさせていただきます。

本日の協議につきましては以上で終わりにしたいと思います。次回の漢字小委員会は、来年2月9日です。本日決定しましたタイトル「常用漢字表の字体・字形に関する指針」につきましては、本日の御議論を反映した上で、最終的な案としてふさわしいものにするよう、更に主査打合せ会と事務局で内容を詰めてまいりたいと思います。

何度も繰り返すようではありますが、御意見がございましたら、事務局の方へお願いします。また、メール等で案をお送りするようなことがあるかと思っておりますので、併せて御検討をお願いしたいと思います。

また、「同音の漢字による書きかえ」の問題につきましても、本日の御意見を反映させてまいりたいと思います。

それでは、本日の漢字小委員会はこれで閉会といたします。お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。